

徳島県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき，平成29年度の定期監査を執行したので，その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月12日

徳島県監査委員	稲田米昭
同	矢田等
同	井関佳穂理
同	須見一仁
同	臼木春夫

1 監査対象機関及び監査年月日

別表に記載のとおりである。

2 監査の結果

改善を要するものは，次のとおりである。

(1) 収入証紙に関する事務処理で適切でないもの

<小松島高等学校>

収入証紙による収入手続において，消印がなされていないものがある。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2) 契約事務で適切でないもの

<名西高等学校>

巡回展実施業務委託契約について，随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず，随意契約をしている。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。

別表

監査対象機関	監査年月日
城東高等学校	平成30年 1月10日
城北高等学校	"
徳島商業高等学校	平成30年 1月12日
小松島高等学校	"
阿南工業高等学校	平成30年 1月15日
新野高等学校	"
富岡東中学校	平成30年 1月16日
富岡東高等学校	"
阿南支援学校	"
鳴門高等学校	平成30年 1月19日

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
鳴門渦潮高等学校	平成30年 1月19日
阿波高等学校	平成30年 1月22日
阿波西高等学校	"
板野支援学校	平成30年 1月24日
鴨島支援学校	"
川島中学校	平成30年 1月25日
吉野川高等学校	"
川島高等学校	"
つるぎ高等学校	平成30年 1月26日
みなと高等学園	平成30年 1月29日
二十一世紀館	平成30年 2月 2日
総合教育センター	平成30年 2月13日
城ノ内中学校	"
城南高等学校	"
城ノ内高等学校	"
徳島北高等学校	"
城西高等学校	"
徳島科学技術高等学校	"
徳島中央高等学校	"
小松島西高等学校	"
富岡西高等学校	"
那賀高等学校	"
海部高等学校	"
板野高等学校	"
名西高等学校	"
穴吹高等学校	"
脇町高等学校	"
池田高等学校	"
徳島視覚支援学校	"
徳島聴覚支援学校	"
国府支援学校	"
ひのみね支援学校	"
池田支援学校	"